

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称		興行場の営業の許可	
根拠法令の名称・根拠条項		興行場法（昭和２３年法律第１３７号）第２条第１項	
基準法令名		吹田市興行場法施行条例（令和元年吹田市条例第４３号）第３条 吹田市興行場法施行細則（令和２年吹田市規則第４６号）第６条	
審査基準		吹田市興行場法施行条例第３条に規定する興行場の設置場所等の基準及び吹田市興行場法施行細則第６条に規定する便所の構造設備の基準に適合することを基準とする。	
標準処理期間		文書が提出先に到達した日の翌日から１５日間 ただし、次の期間は含まれない。 （１）日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日 （２）申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等	
所管部室課名		健康医療部衛生管理課	
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	１５日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最終改正年月日		令和２年４月１日	

参考

[根拠法令]

《興行場法》

第2条 業として興行場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

[基準法令]

《吹田市興行場法施行条例》

(興行場の設置場所等の基準)

第3条 法第2条第2項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 興行場は、排水を容易に行うことができる場所に設置すること。ただし、興行場の床を不浸透性材料を使用して築造する等適切な防湿の措置を講じているときは、この限りでない。
- (2) 興行場内の食堂、売店又は食品の自動販売機その他これに類する機械は、便所その他不潔な場所に近接して設置しないこと。
- (3) 観覧場（興行場の施設のうち入場者に興行を見せ、又は聞かせる施設をいう。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 入場者が容易に移動し、着席し、及び出入りすることができる構造とすること。
 - イ 清掃及び消毒を容易に行うことができる構造とすること。
 - ウ 十分な広さ及び高さを有するものとする。
 - エ 適当な数及び広さの出入口及び観覧席を設けること。
- (4) 観覧場の換気設備は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 次に掲げる観覧場の区分に応じ、それぞれ次に定める設備を設けること。
 - (イ) 観覧席が地階にない観覧場のうち床面積の合計が400平方メートルを超えるもの及び観覧席が地階にある観覧場 第1種換気設備（給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。以下同じ。）
 - (ロ) 観覧席が地階にない観覧場のうち床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以下のもの 第1種換気設備又は第2種換気設備（給気用送風機及び自然排気口を有する機械換気設備をいう。以下同じ。）
 - (ハ) 観覧席が地階にない観覧場のうち床面積の合計が150平方メートル以下のもの 第1種換気設備、第2種換気設備又は第3種換気設備（自然給気口及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。）
 - イ 観覧場の空気環境に係る次に掲げる事項についてそれぞれ次に定める数値以下とすることができる性能を有する設備とすること。
 - (イ) 炭酸ガスの含有率 100万分の1,500
 - (ロ) 一酸化炭素の含有率 100万分の10
 - (ハ) 浮遊粉じんの量 空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム
 - (ニ) 気流の速度 毎秒0.75メートル
 - ウ 送風機、給気口、排気口その他換気設備の重要な部分について容易に保守点検及び整備ができる設備とすること。
- (5) 興行場内の床面から85センチメートルの高さの全ての場所で照度100ルクス以上を保つための照明設備を設けること。
- (6) 興行場内の便所は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 興行場内に設置すること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - イ 男性用及び女性用を分けること。

ウ 出入口は、観覧場に面しない構造とすること。

エ 換気設備及び流水式手洗い設備を設けること。

オ 各階の便所に、次に掲げる興行場の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の便器を設けること。
ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、市長が適当と認める数以上の便器を設けること。

(7) 観覧場の床面積の合計が300平方メートル以下の興行場 15平方メートルごとに1個

(4) 観覧場の床面積の合計が300平方メートルを超え600平方メートル以下の興行場 20個
に300平方メートルを超える床面積20平方メートルごとに1個を加えた数

(5) 観覧場の床面積の合計が600平方メートルを超え900平方メートル以下の興行場 35個
に60平方メートルを超える床面積30平方メートルごとに1個を加えた数

(6) 観覧場の床面積の合計が900平方メートルを超える観覧場 45個に900平方メートルを
超える床面積60平方メートルごとに1個を加えた数

カ アからオまでに掲げるもののほか、規則で定める基準

《吹田市興行場法施行細則》

(便所の構造設備の基準)

第6条 条例第3条第6号カの規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 床面及び内壁の床面から少なくとも1メートルの高さまでの部分は、条例第3条ただし書の不浸透性材料を用いること。
- (2) 女性用便所及び男性用大便所は、便器ごとに、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上の広さを有する個室に区画すること。
- (3) 男性用小便器を隣接して設ける場合にあつては、その間隔は、60センチメートル以上とし、それぞれを区画すること。